

(平成21年6月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間については、母親が国民年金の加入手続を行い、姉の国民年金保険料と一緒に3か月ごとに自宅へ集金に来ていた区役所職員に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、「母親が国民年金の加入手続を行い、姉の保険料と一緒に3か月ごとに自宅へ集金に来ていた区役所職員へ納付してくれていたはずである。」と述べているが、申立人自身はそれらに関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年5月以降に、当時同居していた申立人の弟と連番で払い出されており、その際に申立人及びその弟とも、国民年金制度が発足した36年4月にさかのぼって被保険者資格を取得している。しかし、申立期間については、申立人の弟も未納となっている上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、被保険者資格の取得日を41年2月として41年4月ごろに払い出されており、申立人の申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立期間当時に申立人が居住していた住所地の区役所では、申立期間当時、町内会等に集金を委託していた地区はあったが、区役所職員が戸別に訪問して集金していたかは不明であるとしており、申立期間当時、申立人と別の住所に居住していた申立人の姉の保険料を、申立人の自宅で一緒に納付していたとする申立人の記憶は不自然であり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

申立期間は私が婚姻前の期間であり、その当時は、私の父が兄弟(兄夫婦、姉、弟)の国民年金保険料と一緒に町内会集金を通じて納付していたはずである。私だけが国民年金に未加入で未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、「父が国民年金の加入手続を行い、兄弟(兄夫婦、姉、弟)の国民年金保険料と一緒に町内会集金を通じて納付をしていたはずである。」と述べているが、申立人はこれらに関与しておらず、申立人の父は既に死亡しているため、当時の状況は不明である。さらに、一緒に納付していたとする申立人の兄が所持する国民年金手帳の検認印の日付を見ると、過年度納付や年度途中で1年度分の保険料を納付しているなど、申立期間当時、町内会を通じて定期的に納付していた状況はうかがえない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金の加入手続は、婚姻に伴い転居した後の昭和45年8月ごろに、被保険者資格取得日を41年5月8日にさかのぼって行われていることから、申立期間は未加入期間となり、保険料は納付できない。

その上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年10月までの国民年金保険料納付済期間に係る死亡一時金については、支給されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年10月まで

私のねんきん特別便が届いたのを契機に社会保険事務所の窓口で私と亡夫の記録を確認した際に、夫が亡くなったことによる死亡一時金が支払われているとの説明があった。

私は、最近まで死亡一時金があることも知らず、受給した覚えも無く納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人に係る死亡一時金の支給の有無の確認を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付した期間は163か月であり、申立人が死亡したことに伴って申立人の妻に寡婦年金の受給権は発生しないほか、遺族基礎年金も受給できなかったことが確認でき、国民年金に加入していた申立人の遺族が死亡一時金を請求することに不自然な点はない。

また、申立人は死亡時において、厚生年金保険に加入しており、申立人の妻は、遺族厚生年金を現在受給しているとともに、同時に加入していた政府管掌健康保険からも死亡した当時、埋葬料が支給されたことが被保険者原票により確認できるところ、申立人の妻は、これらについても手続の記憶が明確でない上、戸籍上の死亡の届出に係る記憶も明確でないと述べているなど、当時の記憶は曖昧なものであり、死亡一時金が裁定されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の死亡に伴う死亡一時金が支給されていないものと認めることはできない。